

○振興指針改正に係る諮問書及び付議書

【目次】

1. 諮問書（3業種）	2
2. 付議書（3業種）	3
3. 諮問書（その他の業種）	4
4. 付議書（その他の業種）	5

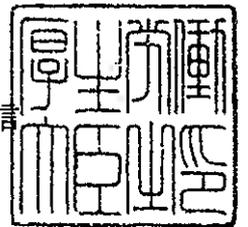


厚生労働省発生食0915第6号

令和2年9月15日

厚生科学審議会会長 福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第56条の2第1項の規定に基づく食肉販売業、食鳥肉販売業及び及び氷雪販売業の振興指針を定めることについて、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。

厚 科 審 第 2 3 号

令和 2 年 9 月 1 7 日

生活衛生適正化分科会会長

武 井 寿 殿

厚生科学審議会会長

福 井 次 矢



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 56 条の 2
第 1 項の規定に基づく食肉販売業、食鳥肉販売業及び氷雪販売業の
振興指針の改正について（付議）

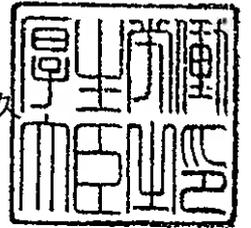
標記について、令和 2 年 9 月 15 日付け厚生労働省発生食 0915 第 6 号をも
って厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の
規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発生食1125第3号

令和2年11月25日

厚生科学審議会会長 福井 次矢 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第56条の2第1項の規定に基づく理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業（すし店）、飲食店営業（めん類）、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針を定めることについて、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。

厚 科 審 第 2 5 号

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

生活衛生適正化分科会会長

武 井 寿 殿

厚生科学審議会会長

福 井 次 矢



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 56 条の 2
第 1 項の規定に基づく理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業
（すし店）、飲食店営業（めん類）、旅館業、浴場業、興行場営業、
飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店
営業の振興指針の改正について（付議）

標記について、令和 2 年 11 月 25 日付け厚生労働省発生食 1125 第 3 号をも
って厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の
規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。